

第 3 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 9 月 1 1 日

第3回農業委員会（総会）

令和5年9月11日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第23号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 3件
- 第 3 議 第39号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 5件
- 第 4 議 第40号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 5 議 第41号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 7件
- 第 6 議 第42号
農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につき、意見を求める
ことについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	4 番	角井 廣司
6 番	中瀬 康夫	7 番	今井 修	8 番	田中 実
9 番	田中 治嗣	10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一
13 番	奥村 次一	14 番	堀 裕子		

・会議に欠席した委員

3 番	杉江 善博	5 番	中島 春樹	12 番	木下 弥生
-----	-------	-----	-------	------	-------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春		

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

農林水産課

主査	古田 実那
----	-------

事務局長

では、只今から第3回草津市農業委員会総会を開催いたします。

当面、感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いいたします。

本日、3番 杉江善博委員、5番 中島春樹委員、12番 木下弥生委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中11名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

また本日は、総会終了後に都市計画課と開発調整課から都市計画・開発許可制度等についての研修を予定しております。

本日も長時間となりますことから、円滑な審議にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局長

では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしくお願いいいたします。

会長

水稻の収穫が最盛期に入っております。みなさま大変お忙しい中、総会に出席をいただきましてありがとうございます。まだまだ暑い日が続きますので体調にお気をつけいただきたいと思います。本日は、総会のあと研修もごございます。長時間になるかと思いますが、みなさまよろしくお願いいいたします。

会長

ただいまから、第3回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これを御了承願います。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、4番 角井廣司委員、11番 中島健一委員、以上の両人を指名いたします。

会長 次、日程第2報告第23号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第23号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。議案書は、2ページから3ページでございます。

番号1番は、大津市に事業所を構える、生協法人である譲受人がマンション用地として、譲渡人が所有する青地町地先の畑1筆214㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、南側の土地に合わせるよう、最大20cm程度の切土を行われます。

今回の工事によって、新たに高低差が生じる箇所が無いため、土留め工は必要ありません。

雨水排水は、敷地南側に勾配を付けて、新設する雨水桝より、道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・畑であり、畑については届出人の所有地であるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、東矢倉四丁目に事業所を構え、不動産業を営む法人が、貸店舗用地として、貸渡人が所有する、田3筆計1,715㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

届出地は、東側、南側の道路高に合わせるよう1m程度の盛土を行われます。

土留として西側、北側にコンクリートブロックおよび一部擁壁を設置されます。

雨水排水については、敷地西側、北側に新設するU型水路から南西側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・宅地・田であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号3番は、渋川一丁目に事業所を構え、住宅販売業を営む法人が分譲住宅用地を目的として、譲渡人が所有する川原二丁目地先の田2筆計1,514㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、南側の道路高と合わせるよう30cm程度の盛土を行われます。土留としては、東側は既存擁壁、南側は既存擁壁と新設擁壁、西側は土留め型側溝で対応されます。

雨水排水は、敷地内に新設する道路側溝から南側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・雑種地・田・水路であり、田については届出人の所有地であるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は、8月29日付、番号2番は、8月7日付、番号3番は8月17日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。
発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第23号を終わります。

会長 次に、日程第3議第39号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第39号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。
今月の申請は、5件です。議案書は、4ページから5ページです。

番号1番は、馬場町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、馬場町地先の田2筆2,191㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、かねてより譲受人が耕作されており、譲渡人は今後も耕作を行う予定がないことから、譲受人との間で当該地を売買されることになり、本申請をなされました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部

効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番は、橋岡町に住所を有する譲受人が大阪市に住所を有する譲渡人の所有する、御倉町地先の田1筆1,020㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、大阪市に居住していることから、かねてより田の売却を望まれており、譲受人は、自己の所有地の一部を開発の為に売却したことから代替田を探しておられ、今回、話がまとまったため本申請をなされました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号3番と番号4番は、農地の交換にかかる案件であるため、一括で説明をさせていただきます。

番号3番は、川原町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、川原町地先の田1筆1,230㎡のうち持ち分1/2を交換にて取得されようとするものです。

番号4番は、川原三丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、川原町地先の田1筆1,276㎡のうち持ち分1/2を交換にて取得されようとするものです。

申請人の関係は、兄弟であり、一体的な農業経営を目指し、それぞれが所

有している田を持ち分1/2ずつに分けて、共有名義にするため、本申請をなされました。

栽培計画については、番号3番、4番ともに水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、番号3番、4番ともに、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であることと生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

議案書5ページをご覧ください。

番号5番は、穴村町に住所を有する譲受人が天津市に住所を有する、譲渡人の所有する、穴村町地先の畑1筆261㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、天津市在住の譲渡人が所有するもので、保全管理が困難であったため、耕作を新たに始めたいと考えておられた、申請地の町内に居住している、譲受人に譲渡の話を持ち掛けたところ、話しがまとまり、売買にて移転されることになりました。

栽培計画については、「きつまいも」や「だいこん」等、根菜類を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長に説明をしており、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請5件につきまして、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

ます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番 事務局からの説明のとおりでございます。譲受人は以前から耕作されており、引き続き耕作をやっていかれるとのことで何の問題もないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号6番の私が補足説明します。

6番 事務局からの説明のとおりでございます。特に問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長 番号3番と4番の案件につきましては、議席番号7番委員をお願いします。

7番 事務局からの説明のとおりでございます。お二人は、兄弟でございます。コンバイン、トラクター等々共同で利用し共同経営されております。何の問題もないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長 番号5番の案件につきましては、議席番号10番委員をお願いします。

10番 事務局からの説明のとおりでございます。譲渡人の方が管理していくことが困難になったということで今回お話がまとまったようです。何の問題もないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第39号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第39号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第4議第40号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第40号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、6ページです

番号1番は、露天駐車場兼露天資材置場として、下笠町に住所を有する申請人が下笠町地先の地目畑、現況雑種地1筆191㎡を転用されようとするものです。

申請地は、平成10年頃から雑種地化し、今回、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はありません。

雨水排水については、浸透式で対応されます。

隣接地は、宅地・田・畑であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上、1件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番

事務局からの説明のとおりでございます。この地は現在畑となっておりますが、雑種地でございます。目的は露天駐車場兼資材置場にするということで、現地を確認致しました。特に問題はないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第40号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第40号農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第5議第41号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第41号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、7件でございます。議案書は、7ページから9ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、新浜町に住所を有する建設業、および産廃処理業を営む譲受人が露天資材置場として、譲渡人の所有する矢橋町地先の地目畑、現況雑種地1筆198㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、既に露天資材置場として利用されており、顛末書を添付のうえ、申請がなされました。

顛末案件であることから造成工事等はございません。

雨水排水については浸透式とされます。

隣接地は、道路・雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番について説明いたします。

番号2番は、矢橋町地先で病院を経営する、社会医療法人が露天駐車場として、譲渡人3名が各々所有する矢橋町地先の田3筆計4,115㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人たる、社会医療法人は、申請地の隣接地で、急性期医療を担う、許可病床数420床の病院と、慢性期、地域医療を担う、許可病床数199床計619床の病院および生徒定員120名の看護学校を運営されております。

現在、約1,000台数程度の駐車場を所有されておりますが、いまだ不足していることから、駐車場区画の拡張にむけて、引き続き土地交渉されてきたところ、今回、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、既存の西側駐車場と一体的に使用するため、約30cmから40cmの盛土を行われます。

土留工として東側には擁壁を設置、北側、南側の箇所にはフェンスを設置

されます。

雨水排水につきましては、南西に新設する雨水桝から、南側水路へ放流されます。

隣接地は、田・河川・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、街区の宅地化率が40%を超えている第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、当案件は滋賀県農業会議の諮問案件であり、3,000㎡を越える転用許可申請であることから、9月12日に県農業会議審議委員による現地調査の後、9月19日の常設審議会での諮問案件となっていることを申し添えます。

議案書8ページをご覧ください。番号3番について説明いたします。

番号3番は、矢橋町に事業所を有する不動産業を営む法人こと、譲受人が露天資材置場として、譲渡人の所有する矢橋町地先の田1筆1,310㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、草津市内を中心に宅地分譲等行っている事業者であり、事業拡大のため事業所近傍の申請地を資材置場の適地と判断し、売買交渉を行ってきたところ、今回、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、東側の進入箇所に合わせて、20cm程度の盛土を行われます。

今回の造成工事で、隣地との高低差が新たに発生する箇所はないことから土留め工はなされません。

隣接地は、田・水路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、通帳の写しの添付があり

事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番について説明いたします。

番号4番は、上笠四丁目に本社を有する、不動産業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場・露天駐車場として、譲渡人の所有する南山田町地先の田2筆計1,364㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、不動産事業を営む法人であり、市内および県内で数多くの分譲開発をおこなっておられます。

一般、分譲開発の際に使用する、資材および重機の置場が不足しており、申請地を適地として、売買交渉を行われていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、西側道路高に合わせるよう50cm程度の盛土を行われます。

土留工として北側、西側にコンクリートブロックを設置され東側、南側は固定差が生じないため土留め工はなされません。

雨水排水については、新設する東側U型水路と南側の素掘り水路を通じて東側の水路へ放流されます。

隣接地は、道路・宅地・田・雑種地・水路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書・残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号5番と6番は関連する案件であるため、併せて説明いたします。

番号5番は、譲受人である、草津市長が地域まちづくりセンター建築地として、譲渡人の所有する集町地先の地目田、現況畑2筆1,003.28㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

番号6番は、譲受人である、草津市長が、現に公衆用道路として利用されている、譲渡人の所有する集町地先の地目田、現況道路1筆60㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地区のまちづくりセンターは、築年数が40年以上経過しており、老朽化著しいことから本計画をなされました。

申請地については、笠縫東まちづくり協議会の中で調整され、現施設の西側に施設を建築され、一部現況が道路になっている箇所については公衆用道路として転用されます。

申請地は、南側の道路高に合わせるよう、約50cm程度の盛土を行われます。

土留工として、申請地北側と北西に擁壁を設置されます。

雨水排水は、申請地東側に側溝を設け、そこから南東、南西に設置している雨水枡を通じて、南側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・里道・道路・地目田、現況宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街地が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、予算書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

議案書9ページをご覧ください。番号7番について説明いたします。

番号7番は、野洲市に事業所を有する、不動産事業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場として、譲渡人の所有する下笠町地先の地目田3筆計1,790㎡、畑1筆429㎡総計2,219㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、不動産事業を営む法人であり、事業拡大に伴い草津市近辺で資材置場の確保を検討されており、申請地を適地と判断し、売買交渉を行ってこられ、今回、話がまとまったため申請をなされました。

申請地は、東側の県道高に合わせるように、最大1m20cm程度の盛土を行われます。

隣接地と高低差が生じないように、安定勾配を採用したのり面仕上げ（1：1.18）とし、雨水の流出をしないよう、法尻にはU型水路を設置されます。

雨水排水は先ほど説明したU型水路を通じて敷地東側の水路へ放流されます。

隣接地は、水路・宅地・田・畑・里道・道路、農地の所有者からは隣地承

諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上7件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番から3番までの案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番 事務局からの説明のとおりでございます。番号1番は顛末案件でございます。番号2番、3番につきましても事務局からの説明のとおりであります。問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 4番の案件につきましては、議席番号6番委員の私が補足説明をします。

6番 事務局からの説明のとおりでございます。東側が排水路、北側が雑種地、西側が県道、南側が宅地と農道でございます。隣地の承諾は取れておりますし、何の問題もないと判断いたしました。

会長 5番と6番の案件につきましては、議席番号7番委員をお願いします。

7番 事務局からの説明のとおりでございます。隣地承諾もきちんといただいております。問題はないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 7番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番 事務局からの報告のとおりでございます。問題ないと判断いたしました。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第41号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第41号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から7番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第6議第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につき、意見を求めることについて」を議題とします。

それでは、議第42号「農農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につき、意見を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課

わたくしの方からは、議題42号「農農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正について」ご説明いたします。

お配りしております、「農農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想」の一部改正についてと記載しております資料をご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法の規定に基づきまして、都道府県が作成しております基本方針に即しまして市町村が独自に定めているものでございます。地域における効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に資するため、効率的で安定的な経営体の基本的指標やこれらの農業経営が営む利用集積目標や農業経営を育成するために必要な基本事

項を定めているものとなっております。

今回の基本構造の一部改正につきましては、内容が大きく変更されるものではなく、5年ごとに見直しをされております、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が令和5年4月12日に改正されたことに伴うものとなっております。基本方針の改正内容や関係法令との整合性を図るために見直しされるものとなっております。

また、改正に伴いまして、農業委員会のみなさまにご意見をちょうだいさせていただくということで、今回議題に挙げさせていただいております。

今回の改正点につきまして説明させていただきます。お配りしております資料の4番の主な基本構想の改正内容をご覧ください。今回の改正では大きく3つの変更点がございます。まず1つ目、農業を担う者の確保および育成に関する事項を追加しております。別紙資料、「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想（案）」の10ページに変更内容が記載されております。2つ目は、農用地の効率かつ総合的な利用に関する事項の追加でございます。同じく資料11ページでございます。3つ目は、第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項の追加でございます。資料14ページでございます。以上が主な改正内容となっております。簡単ではございますが、「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構」の一部改正についての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

会長 以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。
ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につき、意見を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につき、意見を求めることについて」は、原案のとおり決定いたし

ました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時50分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年9月11日

会 長 中瀬 康夫 _____

署名委員 角井 廣司 _____

署名委員 中島 健一 _____